

練馬区介護保険運営協議会（2021.11.16）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による 介護保険法等の改正（令和2年度改正）と令和3年度介護報酬改定について

日本大学 内藤佳津雄

<本年度関わっている調査研究事業>

生産性向上（実態調査、モデル作成、効果測定ツールの開発）

外国人介護職（実態調査、認知症介護基礎研修の教材開発）

介護人材支援（地域密着型向け研修教材開発、生活援助従事者研修）

生活支援コーディネーター（コロナ後の居場所づくりに向けた研修開発）

施設・事業所監査（監査マニュアルの作成）

位置づけ

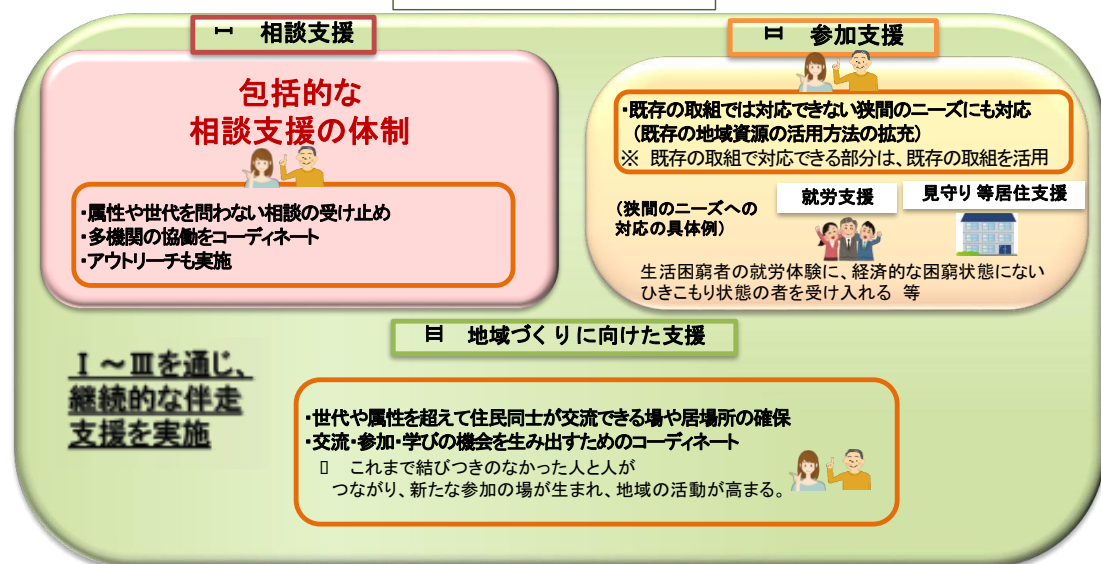
- ・次期9期に2025年を迎え、さまざまな目標年度に至る。
- ・その後、2040年を目標として持続可能な制度が目指されている（財政面、介護人材、地域包括ケア体制）
- ・全国的にみると高齢者人口の増加が減少に転じる時期だが、練馬区ではその後も高齢者人口が増加する。
- ・専門的支援では、地域共生の相談支援、認知症介護の充実、データに基づく科学的介護、介護の生産性の向上（業務の効率化による介護人材の働きやすさ）が目指されている。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う（社会福祉法）。

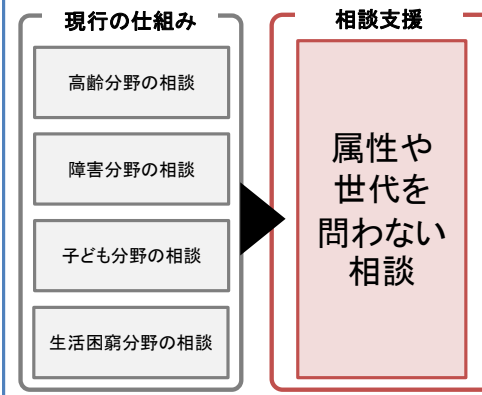
- ①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合って事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーゾーンの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少数でも難易度の高い事例がある。（桑名市（2013）の調査結果で示されている地域課題）

新たな事業の全体像



相談支援にかかる一体的実施のイメージ

○ 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。



<課題> 高齢者福祉・介護分野で求められる取組

- ・地域包括支援センターにおける相談支援の課題抽出・分析
- ・複合する相談ニーズへの対応体制の構築（多世代、他分野での支援の活用等）
- ・人材育成、専門家によるスーパービジョン等の後方支援

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備推進

- 2040年を見据えた介護サービスの量・質への対応（まだまだ高齢者人口は増えていく）
- 認知症への対応、軽度者への介護予防・重度化防止への科学的取り組み

① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国・地方公共団体の努力義務

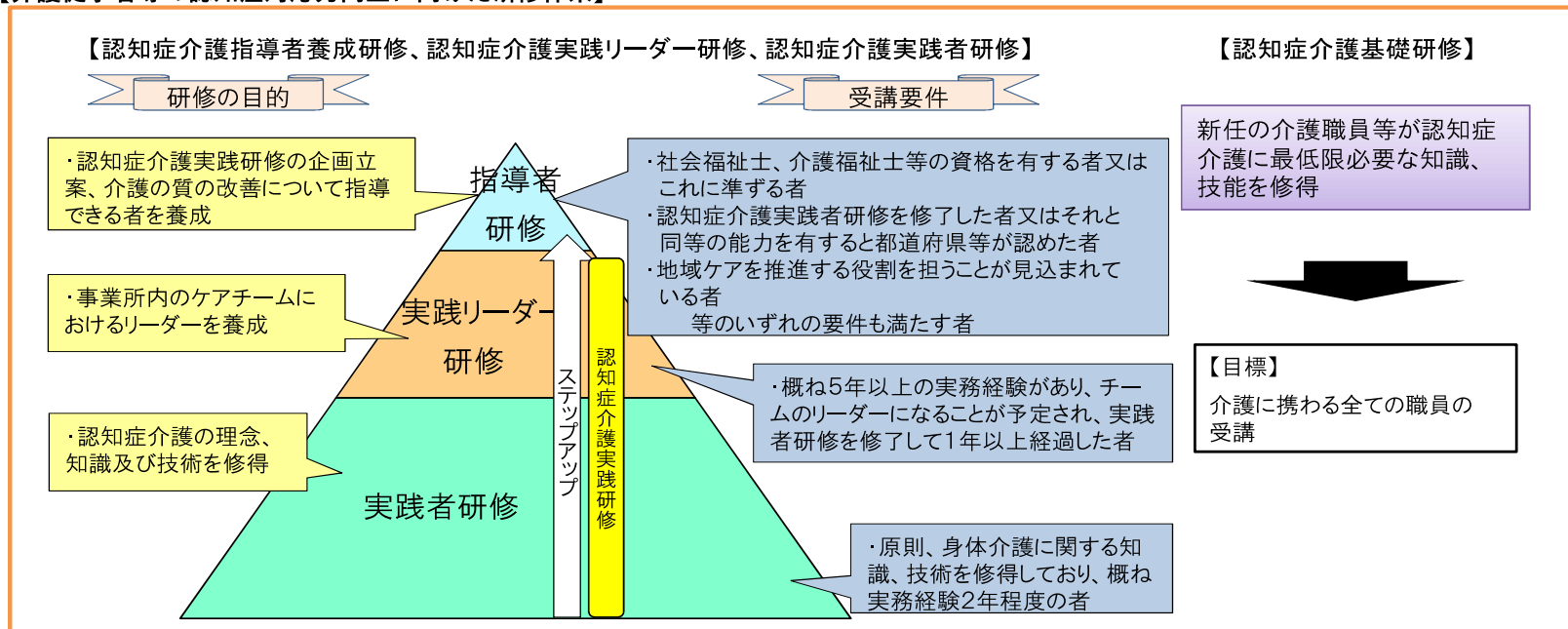
「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日）を踏まえた施策推進

- ・ 国・地方公共団体の努力義務・・・地域における認知症の人への支援体制の整備や予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生を追加。
- ・ 介護保険事業計画には、認知症施策の総合的な推進に関する事項を追加。

○認知症介護基礎研修の義務化（医療・福祉系の資格がない人は必須：3年の経過期間）

○認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡大

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



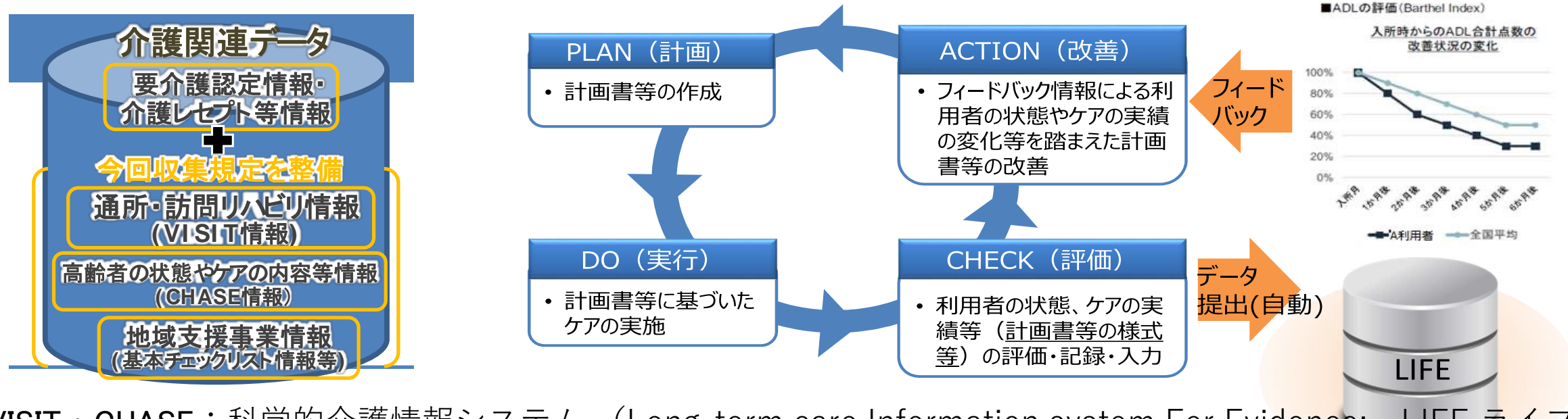
< 課題 > 専門的支援の質の向上

- ・ 相談体制の普及（軽度から）
- ・ 医療・介護連携の体制
- ・ 地域での認知症ケア力の向上（個人・事業所）
- ・ 介護人材の確保・定着

※各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- 軽度者を中心とした介護予防・重度化防止の取り組みへの科学的分析・フィードバック
- 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の連結・解析の推進 (令和元年：健康保険法等の一部改正法による法定化)
- 介護関連データの収集と解析の促進・活用が目指されている (介護予防データも追加)



VISIT・CHASE：科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ) として一体運用

○VISIT・CHASE (LIFE)について、データ提供を要件とする加算が介護報酬で多く設けられている。

科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算など

リハビリテーションマネジメント加算

個別機能訓練加算 (通所介護)

栄養マネジメント強化加算など (施設サービス)

自立支援促進加算、褥瘡や排泄の改善への支援 (施設サービス)・・・寝たきり防止等の重度化防止

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組

① 市区町村の介護保険事業計画に介護人材確保・業務効率化の取組を記載

<課題> 市区町村の介護人材確保・定着への支援はどこまで可能か？（特に地域密着型サービス）

○指定基準や介護報酬での取り組み

・仕事と育児や介護との両立・・・各サービスの人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする。

・ハラスメント対策を強化・・・全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求める。
（例）指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

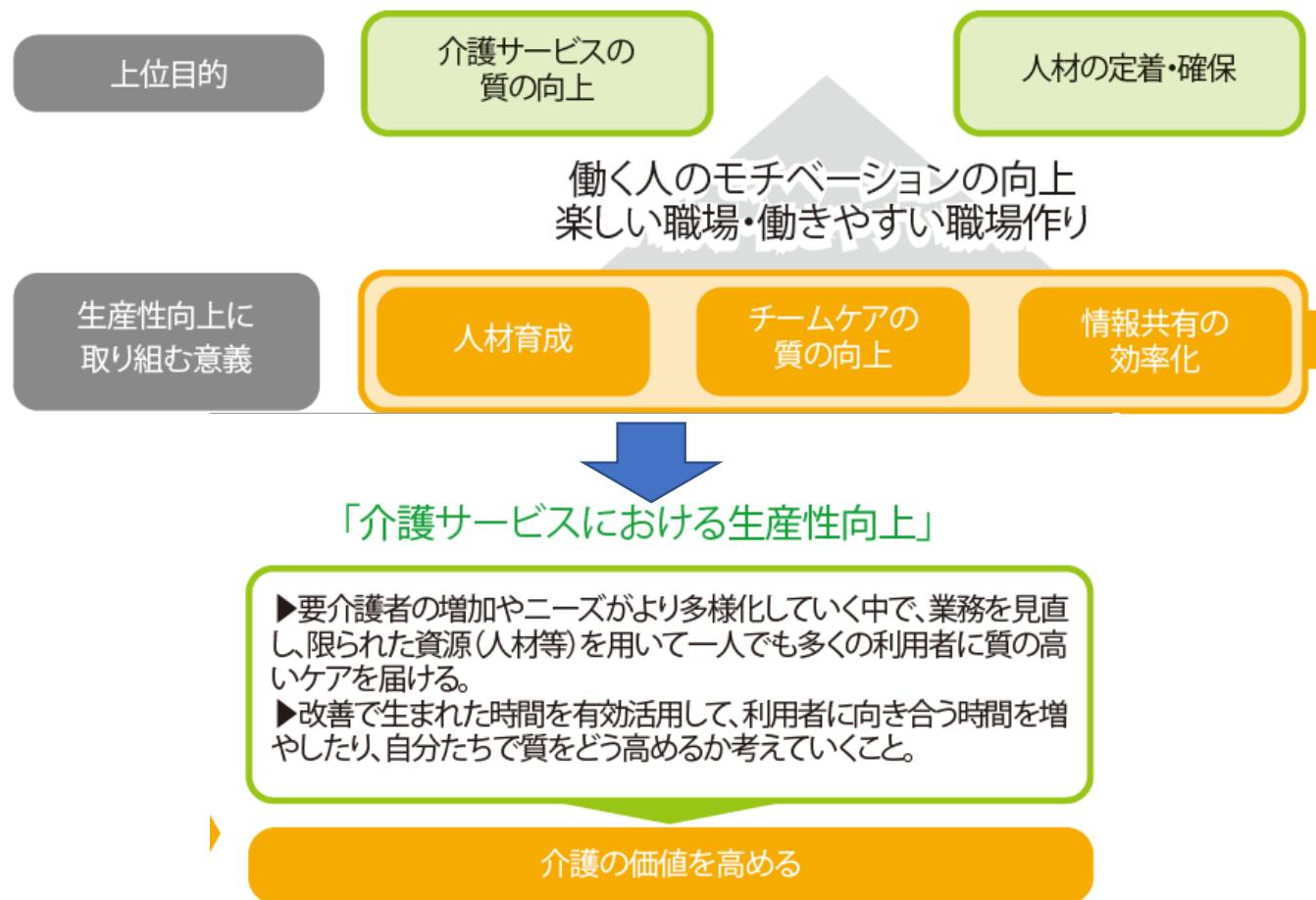
・カスタマーハラスメント防止・・・防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることを推奨する。

（例）利用者や家族による暴言・暴行、セクハラ等への対応（契約書や重要事項説明でのサービス打ち切り条件の明確化など）

- ・全ての介護サービス事業者を対象にした利用者の人権擁護・虐待防止対策
虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける(3年の経過措置期間)
- ・介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)の推進
事故報告様式を作成・周知する。
安全対策担当者を定めることを義務づける(※)。
(事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する)
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている・・・安全対策体制加算
- ・テクノロジーの活用による介護サービスの質の向上及び業務効率化
見守り機器、インカム、情報共有機器の導入・活用
(例) 特養等における見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の改正
日常生活継続支援加算やサービス提供体制強化加算等の要件において、
テクノロジー活用を考慮
- ・文書や手続きの負担軽減
利用者等への説明・同意の電磁的な対応を原則認める(署名・押印を求めない等)
諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認める
運営規程等の重要事項について、閲覧可能な形でファイル等で備え置くことを可能とする

介護サービス事業(居宅サービス分)における生産性向上に資するガイドライン改訂版

Chapter.1 介護サービスにおける生産性向上のとりえ方



課題：働きやすい周辺環境の整備
 (例) ストレスマネジメント (ストレスチェックや相談) の導入

Chapter. 4 取組事例

生産性向上の7つの取組
 7つの区分に分類された81の取組事例を掲載している。

	①職場環境の整備	5Sの視点で安全な介護環境と働きやすい職場を整備する。
	②業務の明確化と役割分担	業務の明確化と役割分担の見直しにより、ムリ・ムダ・ムラ(3M)を削減して、マスターラインを再構築する。
	③手順書の作成	理念やビジョンを基に職員の経験値、知識を可視化・標準化することで、若手を含めた職員全体の熟練度を要請する道筋を作る。
	④記録・報告様式の工夫	項目の見直しやレイアウトの工夫等により、情報を読み解きやすくする。
	⑤情報共有の工夫	ICT等を用いて転記作業の削減、一斉同時配信による報告申し送りの効率化、情報共有のタイムラグを解消する。
	⑥OJTの仕組みづくり	日常業務を通じた人材育成の仕組みをつくる。職員の専門性を高め、リーダーを育成するため、教育内容の統一と指導方法の標準化を図る。
	⑦理念・行動指針の徹底	組織の理念や行動指針に基づいて、自律的な行動がとれる職員を育成する。